大阪府条例第　　　号

　　　職員の退職手当に関する条例の一部を改正する条例

第一条　職員の退職手当に関する条例（昭和四十年大阪府条例第四号）の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| 附　則  １―55　（略）  （失業者の特例）  56　令和七年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ　雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とあるのは  　「ロ　雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲  　 ハ　特定退職者であつて、雇用保険法附則第  げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二  五条第一項に規定する地域内に居住し、かつ、  十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当す  知事が同法第二十四条の二第一項に規定する指  る者として人事委員会規則で定める者に該当  導基準に照らして再就職を促進するために必  し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照  要な職業安定法第四条第四項に規定する職業  らして再就職を促進するために必要な職業安  指導を行うことが適当であると認めたもの（  定法第四条第四項に規定する職業指導を行う  イに掲げる者を除く。）  とする。  ことが適当であると認めたもの  　　　　　　　　　　　　　　　」 | 附　則  １―55　（略）  （失業者の特例）  56　平成三十四年三月三十一日以前に退職した職員に対する第十条第十項の規定の適用については、同項中「第二十八条まで」とあるのは「第二十八条まで及び附則第五条」と、同項第二号中「ロ　雇用保険法施行規則第三十二条各号に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相当する者として人事委員会規則で定める者に該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準に照らして再就職を促進するために必要な職業安定法第四条第四項に規定する職業指導を行うことが適当であると認めたもの」とある  のは  　　　「ロ　雇用保険法施行規則第三十二条各号  ハ　特定退職者であつて、雇用保険法附  に掲げる就職が困難な者であつて、雇用保険法  則第五条第一項に規定する地域内に居住し、か  第二十四条の二第一項第二号に掲げる者に相  つ、知事が同法第二十四条の二第一項に規定す  当する者として人事委員会規則で定める者にる指導基準に照らして再就職を促進するため  該当し、かつ、知事が同項に規定する指導基準  に必要な職業安定法第四条第四項に規定する  に照らして再就職を促進するために必要な職  職業指導を行うことが適当であると認めたも  業安定法第四条第四項に規定する職業指導を  の（イに掲げる者を除く。）  とする。  行うことが適当であると認めたもの  　　　　　　　　　　　　　　　　　」 |
|  |  |

第二条　職員の退職手当に関する条例の一部を次のように改正する。

　　次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

|  |  |
| --- | --- |
| 改正後 | 改正前 |
|  |  |
| （失業者の退職手当）  第十条　（略）  ２―10　（略）  11　（略）  　一―四　（略）  　五　公共職業安定所、職業安定法第四条第九項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事の指示した雇用保険法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者　同項に規定する移転費  　六　（略）  12―17　（略） | （失業者の退職手当）  第十条　（略）  ２―10　（略）  11　（略）  　一―四　（略）  　五　公共職業安定所、職業安定法第四条第八項に規定する特定地方公共団体若しくは同法第十八条の二に規定する職業紹介事業者の紹介した職業に就くため、又は知事の指示した雇用保険法第五十八条第一項に規定する公共職業訓練等を受けるため、その住所又は居所を変更する者　同項に規定する移転費  　六　（略）  12―17　（略） |
|  |  |

　　　附　則

　この条例は、公布の日から施行し、第一条の規定による改正後の職員の退職手当に関する条例の規定は、令和四年四月一日から適用する。ただし、第二条の規定は、同年十月一日から施行する。